

各医療機関へのアンケート依頼について

通知「地域医療構想の進め方について」をもとに対応すること（再掲）

経済財政運営と改革の基本方針2017を踏まえて、平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」が発出された。

県としてもこの通知に基づき、地域医療構想の達成に向けた協議を進める。

協議事項

1. 具体的対応方針の決定への対応

○構想区域の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、以下の内容を含む2025年に向けた具体的対応方針を決定する。

- ・2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関の役割
- ・2025年に持つべき医療機能ごとの病床数 など

○協議を開始する時期は以下のとおり

- ・公立・公的医療機関等は、平成29年度中に協議
- ・担うべき役割が大きく変更する病院等は、速やかに協議
- ・上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議

○なお、病床機能報告等の結果から、過剰な病床機能に転換する医療機関を**把握した場合**には、理由等を説明するよう求めること。

2. 非稼働病棟への対応

- 非稼働病棟を**把握した場合**には、調整会議において理由等を説明するよう求めること。
- 非稼働病棟の再稼働する計画を**把握した場合**には、調整会議において再稼働の必要性があるか否かについて議論すること。

3. 新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応

- 新たに病床を整備する予定の医療機関を**把握した場合**には、その許可を待たずに、調整会議で説明するよう求めること。
- なお、開設者を変更する（個人間の継承を含む）医療機関を**把握した場合**にも、調整会議で説明するよう求めること。

個別の医療機関の取組状況の共有

1. 医療機能や診療実績

2. 地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況

3. 公立・公的病院等に関する情報

- 病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報など

国通知及び県地域医療構想の推進において不足しているデータについて

- 病床機能報告では各医療機関の立ち位置を把握できない情報あり（ex 紹介率 等）
- 公立病院及び公的医療機関が作成した各種プランにより、把握可能なものもあるが、その他医療機関（有床診含む）について把握できず。

1) 国通知及び県地域医療構想で必要となる情報について(既存資料で把握できないものを抜粋)

	事務局にて把握したい情報
国通知	<ul style="list-style-type: none">・研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能・公立病院でなければ担えない分野へ重点化されているか・公的医療機関等2025プラン対象医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているか・入院患者の居住する市町村との連携状況、ケアマネージャーとの連携状況・個別の医療機関ごとの地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金や繰入金等の活用状況・病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報など
県地域医療構想	<ul style="list-style-type: none">・療養病床を有する病院については、病床稼働率に加え、地域で果たしている医療機能の状況（医療区分2, 3 への対応状況等）

2) 対応(案)について

○別添(案)のアンケートを回答願います。

・6月上旬にアンケート発出、7/20〆切。

・アンケート結果を取りまとめ、今後の地域医療構想等調整会議にて提示する。

○新公立病院改革プラン及び公的医療機関等2025プランにて提出していただいている医療機関についても、アンケートを回答願います。(医療機関ごとの情報を整理して提示するため)